

## 4 一時保護業務(所内保護及び委託保護)

児童の一時保護は、さまざまな理由により健全な育成が妨げられている児童を護る目的で、児童福祉法第33条の規定に基づき、各児童相談所長が必要と認める場合に行われる。一時保護の対象となるのは、保護者による家庭での養育が困難な児童のほか、家出、被虐待、不登校、家庭内暴力、非行などの児童である。また、一時保護を行うのは、おおむね、虐待・放任等の理由で当該児童を家庭から引き離し緊急一時保護が必要な場合、適切な援助指針を得るために一時保護による十分な行動観察を必要とする場合、心理療法・カウンセリング・生活指導等のための短期入所指導が必要な場合である。

本県(仙台市を除く)の一時保護所(所内保護)は、中央児童相談所が所管している。北部児童相談所、東部児童相談所及び東部児童相談所気仙沼支所を含めた県の3児童相談所1支所から受け入れている。各児童相談所は、一時保護した児童の相談面接や心理面接を一時保護所に出向き行っている。それに合わせて一時保護所では、児童の行動観察結果を逐次、各児童相談所に報告している。また、児童福祉司・児童心理司及び児童指導員(保育士等)による三者協議や、アセスメント会議、援助方針会議等の諸会議に出席し行動観察に基づいた意見の提示を行っている。

また、児童の状況に応じ、一時保護委託を行った場合にも、各児童相談所職員が児童に対し、同様の対応を行っている。

### (1) 一時保護(所内保護)の状況(表21)

保護児童数は137人であり、児童相談所別で見ると、中央児童相談所が72人、北部児童相談所が36人、東部児童相談所が29人(うち、気仙沼支所が4人)の児童を一時保護している。相談種別で見ると、養護相談が96人で全体の70.1%を占めている。

被虐待児は53人(38.7%)で前年度の137人中62人(45.3%)に比べて9人減少(率にして6.6%減)している。

### (2) 一時保護児童(所内保護)の保護日数(表21, 表22)

一日あたり平均保護人数は全体が14.6人で、前年度と比較すると4.2人減であった。児童相談所別で見ると、中央児童相談所が8.6人、北部児童相談所が4.0人、東部児童相談所が1.6人、東部児童相談所気仙沼支所が0.4人となっている。

平成30年度に退所した児童の1人当たりの平均保護日数は、43.2日となっており、前年度より15.1日短くなっている。保護日数については、28日以下が50人(43.1%)で昨年度より9人増加し、61日以上が33人(28.4%)で昨年度より25人減少した。

相談別に平均保護日数を見ると養護相談(虐待)が37.9日で前年度より25.4日減少し、非行相談が55.3日で6.8日増加した。また育成相談は50.5日、その他相談は72.3日となっている。

### (3) 一時保護児童(委託保護)の状況(表23)

保護児童は54人であり、児童相談所別で見ると、中央児童相談所が21人、北部児童相談所が19人、東部児童相談所が14人(うち、気仙沼支所が1人)の児童を一時保護している。相談種別で見ると、養護相談が40人で全体の74.1%を占めている。うち被虐待児は20人で全体の37.0%である。

表21 年度別一時保護状況(所内保護)

(単位:人,日)

児相別	種別	保護児童数	相談種別保護児童数(人)						対応状況				給食状況		
			養護		非行	心身障害	育成	その他	継続(人)	対応数(人)	延児童数(人)	一人平均(日)	児童数(人)	延児童数(人)	一日平均(人)
			虐待	その他											
平成29年度	中央	70	27	14	21	0	3	5	9	61	3,847	63.1	70	3,601	9.9
	北部	40	23	6	3	0	1	7	0	40	2,201	55.0	40	2,132	5.8
	東部	20	6	5	3	3	0	3	3	17	891	52.4	20	892	2.4
	気仙沼	7	6	0	1	0	0	0	2	5	233	46.6	7	244	0.7
	計	137	62	25	28	3	4	15	14	123	7,172	58.3	137	6,869	18.8
平成30年度	中央	72	29	20	12	0	4	7	12	60	2,935	48.9	72	3,123	8.6
	北部	36	12	15	4	0	4	1	6	30	1,328	44.3	36	1,473	4.0
	東部	25	11	8	1	0	2	3	3	22	522	23.7	25	597	1.6
	気仙沼	4	1	0	3	0	0	0	0	4	224	56.0	4	154	0.4
	計	137	53	43	20	0	10	11	21	116	5,009	43.2	137	5,347	14.6

表22 保護日数別一時保護状況(所内保護)

(単位:人,日)

種別	日数	保護日数別児童数(人)					延日数(日)	平均保護日数(日)	
		1~14日	15~28日	29~45日	46~60日	61日以上			
養護	虐待	12	9	4	11	9	45	1,704	37.9
	その他	15	5	5	2	6	33	1,055	32.0
	非行	3	1	1	5	9	19	1,051	55.3
	心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	育成	1	1	2	2	2	8	404	50.5
	その他	2	1	0	1	7	11	795	72.3
	計	33	17	12	21	33	116	5,009	43.2
	割合	28.4%	14.7%	10.3%	18.1%	28.4%	100.0%		

(注)本表は、中央児童相談所 一時保護所で扱ったものを、厚生労働省福祉行政報告例に基づき、平成30年度に保護解除した児童について、保護した日から解除した日までの延日数を計上したものである。

表23 年度別一時保護状況(委託保護)

(単位:人)

児相別	種別	保護児童数	相談種別保護児童数(人)						対応状況	
			養護		非行	心身障害	育成	その他	継続(人)	対応数(人)
			虐待	その他						
平成29年度	中央	16	5	9	2	0	0	0	1	15
	北部	16	6	10	0	0	0	0	3	13
	東部	15	5	9	1	0	0	0	1	14
	気仙沼	5	5	0	0	0	0	0	3	2
	計	52	21	28	3	0	0	0	8	44
平成30年度	中央	21	9	7	3	0	2	0	1	20
	北部	19	7	7	2	0	2	1	4	15
	東部	13	3	6	0	3	0	1	0	13
	気仙沼	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	54	20	20	5	3	4	2	5	49

(4)一時保護児童の対応状況(所内保護)

一時保護児童の対応状況は、退所児116人のうち家庭復帰が76人(65.5%)、施設入所が20人(17.2%)である。昨年度は全体で123人中、家庭復帰が64人(52.0%)、施設入所が23人(18.7%)であり、家庭復帰の割合が増加し、施設入所の割合が減少している。

表24 一時保護児童(所内保護)の対応状況

(単位:人)

種別	区分	対応内容															継続繰越										
		施設入所					里親委託					家庭復帰						その他					計				
		中	北	東	気仙沼	計	中	北	東	気仙沼	計	中	北	東	気仙沼	計		中	北	東	気仙沼	計	中	北	東	気仙沼	計
養護	児童虐待	1	2	0	1	4	0	0	0	0	0	17	7	8	0	32	5	2	2	0	9	23	11	10	1	45	8
	その他	3	4	2	0	9	0	0	0	0	0	12	7	3	0	22	0	1	1	0	2	15	12	6	0	33	10
	非行	1	0	0	2	3	0	0	0	0	0	10	3	1	1	15	0	1	0	0	1	11	4	1	3	19	1
	心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2	1	1	0	4	4	2	2	0	8	2
	保健・その他	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	2	0	2	0	4	7	1	3	0	11	0
	計	5	8	4	3	20	0	0	0	0	0	46	17	12	1	76	9	5	6	0	20	60	30	22	4	116	21
	割合	17.2%					0.0%					65.5%					17.2%					100.0%					

(5)一時保護児童の対応状況(委託保護)

一時保護児童(委託保護)の委託先の状況として、退所児54人のうち家庭復帰が19人(35.2%)、施設入所が20人(37.0%)である。

表25 一時保護児童(委託保護)の対応状況

(単位:人)

種別	区分	対応内容															継続繰越										
		施設入所					里親委託					家庭復帰						その他					計				
		中	北	東	気仙沼	計	中	北	東	気仙沼	計	中	北	東	気仙沼	計		中	北	東	気仙沼	計	中	北	東	気仙沼	計
養護	児童虐待	7	4	0	1	12	0	0	1	0	1	2	3	2	0	7	0	0	0	0	0	9	7	3	1	20	
	その他	2	2	2	0	6	0	0	0	0	0	4	1	1	0	6	1	4	3	0	8	7	7	6	0	20	
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	2	0	0	2	3	2	0	0	5	
	心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	
	育成	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2	2	0	0	4	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	1	1	0	2	
	計	10	7	2	1	20	0	0	1	0	1	9	4	6	0	19	2	8	4	0	14	21	19	13	1	54	
	割合	37.0%					1.9%					35.2%					25.9%					100.0%					

表26 一時保護児童(委託保護)の委託先

(単位:人)

種別	委託先別	委託先									計	継続繰越	
		警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他			
中央	養護	児童虐待	0	0	8	0	0	0	0	0	1	9	1
		その他	1	0	4	0	0	1	0	0	1	7	0
		障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非行	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0
		育成	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0
		保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	12	2	0	1	0	1	2	21	1	
北部	養護	児童虐待	0	1	2	0	0	0	0	2	2	7	0
		その他	0	4	3	0	0	0	0	0	0	7	4
		障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非行	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		育成	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
		保健・その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	計	3	5	5	0	0	0	0	2	4	19	4	
東部	養護	児童虐待	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3	0
		その他	0	0	0	0	0	2	2	2	0	6	0
		障害	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	0
		非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保健・その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	計	1	0	2	0	0	4	3	3	0	13	0	
気仙沼	養護	児童虐待	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
計	養護	児童虐待	0	1	13	0	0	0	3	3	20	1	
		その他	1	4	7	0	0	3	2	2	20	4	
		障害	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	
		非行	4	0	0	1	0	0	0	0	5	0	
		育成	0	0	0	1	0	0	1	2	4	0	
		保健・その他	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
	計	7	5	20	2	0	5	3	6	54	5		



## 【参考資料】189(児童虐待緊急通報ダイヤル)夜間・休日受信対応件数

### (1)月別・児相別受付状況(※総着信件数) (平成30年度)

※総着信数=委託事業者が受理した電話の総数(無言電話、間違い電話、ワンギリ等、相談対応以外を含む)

『委託業者が各所にFAXを送信した数』では無く、『委託業者が(相談者から)各所の電話番号宛てで受信した数(宛先間違いも含まれる)』であるため、『各所が(委託業者からの)FAXを受信した数』では無く、調整の結果、実際に『各所』が受付及び対応に至った数=(2)』と一致しない※。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計※
中央	21	26	33	19	39	28	27	24	25	29	21	23	315
北部	11	13	12	19	8	17	12	9	15	13	9	20	158
東部	7	17	4	11	8	12	9	21	24	19	19	15	166
気仙沼	8	1	1	3	3	1	1	1	0	4	2	3	28
合計	47	57	50	52	58	58	49	55	64	65	51	61	667※

### (2)相談時間帯別・業務区分別受付状況 (平成30年度)

※実際に『各所』が受付及び対応に至った数=(2)表』であるため、『総着信数=(1)表』と一致しない。

平日 17:15~8:30	虐待通報					児童相談 (全児相合計値)			その他	計
	中央 児相	北部 児相	東部 児相	気仙 沼支 所	その他	助言 指導	児相 へ連 絡	その他		
17:15~18:00	4	3	2	0	0	7	18	0	0	34
18:00~19:00	8	4	5	0	0	8	33	1	0	59
19:00~20:00	6	3	1	0	0	10	18	1	1	40
20:00~21:00	1	3	0	0	0	5	19	0	0	28
21:00~22:00	6	1	3	0	0	4	7	0	0	21
22:00~23:00	5	1	1	0	0	1	7	0	0	15
23:00~0:00	3	1	2	0	0	3	9	0	0	18
0:00~1:00	1	0	0	0	0	1	3	0	0	5
1:00~2:00	2	0	0	0	0	1	4	0	0	7
2:00~3:00	1	1	1	0	0	0	3	0	0	6
3:00~4:00	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3
4:00~5:00	0	1	0	0	0	1	3	0	0	5
5:00~6:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6:00~7:00	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
7:00~8:00	1	1	0	0	0	3	2	0	0	7
8:00~8:30	1	2	0	0	0	1	1	1	0	6
計	41	21	15	0	0	46	129	3	1	256※

平日及び休日合計 451件※

(256+195)

休日 (土曜含む) 8:30~8:30	虐待通報					児童相談 (全児相合計値)			その他	計
	中央 児相	北部 児相	東部 児相	気仙 沼支 所	その他	助言 指導	児相 へ連 絡	その他		
8:30~9:00	0	0	1	0	0	1	2	0	0	4
9:00~10:00	1	1	0	0	0	3	5	0	0	10
10:00~11:00	7	1	1	0	0	1	2	0	0	12
11:00~12:00	2	1	0	0	0	4	10	0	0	17
12:00~13:00	1	1	1	0	0	4	9	0	0	16
13:00~14:00	1	0	3	0	0	2	10	0	0	16
14:00~15:00	1	0	0	0	0	2	6	0	0	9
15:00~16:00	1	2	1	0	0	1	4	0	0	9
16:00~17:00	1	1	1	0	0	4	4	0	0	11
17:00~18:00	4	0	1	0	0	2	6	0	0	13
18:00~19:00	1	0	0	0	0	4	3	0	0	8
19:00~20:00	2	0	1	0	0	1	2	0	0	6
20:00~21:00	3	4	2	0	0	1	6	0	0	16
21:00~22:00	4	0	1	0	0	3	3	0	0	11
22:00~23:00	2	0	0	0	0	3	1	0	0	6
23:00~0:00	1	0	0	0	0	1	4	0	0	6
0:00~1:00	3	0	0	0	0	1	1	0	0	5
1:00~2:00	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2:00~3:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3:00~4:00	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
4:00~5:00	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
5:00~6:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6:00~7:00	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
7:00~8:00	0	0	0	0	0	2	6	0	0	8
8:00~8:30	0	0	0	0	0	4	3	0	0	7
計	36	11	13	0	0	45	90	0	0	195※